

健健発 1115 第 2 号
保保発 1115 第 2 号
保国発 1115 第 1 号
保高発 1115 第 1 号
平成 28 年 11 月 15 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)
厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公印省略)

「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例
(セルフメディケーション税制)」の創設に伴う証明の発行について(協力依頼)

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）による租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、同法第 41 条の 17 の 2 に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」が規定されました。この規定の創設に伴い、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）の平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間の購入費用について、（従来の医療費控除ではなく）新たな所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けることとなります（別添 1）。

この適用を受けるためには、個人が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組（以下「一定の取組」という。）を行い、確定申告書の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。

一定の取組については、別添2のとおり、租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病的予防への取組（平成28年厚生労働省告示第181号。以下「告示」という。）で定められており、一定の取組を行ったことを明らかにする書類には、氏名、当該取組を行った年及び当該取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は当該取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名を記載することとされています。

そこで、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会及び健康保険組合においては、所得控除を申請しようとする被保険者から一定の取組を行ったことの証明の求めがあった場合、当該取組の実施の有無を確認し、実施していた場合には、その旨証明していただくようお願いいたします。また、被保険者から当該取組に係る照会を受けた場合、下記のとおり、1～5の順に確認いただくようお願いいたします。

また、都道府県においては、貴管内市町村等に周知を図るとともに、その運用に当たって十分ご留意をお願いいたします。

記

1. 告示第2号に規定するインフルエンザ等の予防接種についての確認

インフルエンザ等の予防接種を受けたかどうかを確認し、その予防接種にかかる領収書（原本）又は予防接種済証を有していれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。（この場合、2～5の対応は不要である。）

2. 告示第5号に規定する市町村のがん検診についての確認

市町村が実施するがん検診を受診したかどうかを確認し、そのがん検診にかかる領収書又は結果通知表を有していれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。（この場合、3～5の対応は不要である。）

領収書の場合は原本が必要となるが、結果通知表の場合は、検査結果が記載されていることを考慮し、写しによる提出も認められている。なお、結果通知表の写しを提出する際には、検査結果部分を黒塗りして差し支えないものとされている。（以下、3～5の結果通知表についても同様である。）

3. 告示第3号に規定する健康診断についての確認

勤務先（会社等）で実施される定期健康診断を受診したかどうかを確認し、その定期健康診断にかかる結果通知表を有しており、その結果通知表に「定期

「健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）の名称」の記載があれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。（この場合、4～5の対応は不要である。）

4. 告示第4号に規定する特定健康診査についての確認

特定健康診査を受診したかどうかを確認し、その特定健康診査にかかる領収書又は結果通知表を有しており、その領収書又は結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載があれば、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。（この場合、5の対応は不要である。）

5. 告示第1号に規定する健康診査についての確認

告示第1号に規定する健康診査を受診したかどうかを確認し、その結果通知表に、保険者の名称についての記載がある場合（※）には、結果通知表で当該取組を行ったことを証明することができることとしているため、その場合は、当該書類を税務署に提出するよう指導すること。

（※「A市国民健康保険」など、保険者に関する記載があることが必要。単に市町村名のみが記載された場合は除く。）

結果通知表に保険者や勤務先の名称についての記載がない場合（単に保険者から補助を受けて、いわゆる「人間ドック」を受診する場合等）は、結果通知表からのみでは一定の取組を行ったことを証明することができないため、別添3の様式例を用いて当該取組を受診した旨を証明すること。

6. その他

別添3の様式例を含め、本税制の概要、申請に必要な証明の手続きと内容等については、厚生労働省のホームページ等で広く周知を行っている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>（随時更新）

証明の手続きの際は、別添4のフロー図を参考にされたい。